

## 若洲公園整備事業について

開園から30年以上が経過し、老朽化した若洲公園のリニューアルにあたり、Park-PFI 事業者の公募を開始した。

公募にあたっては、都市公園法第5条の2に基づき、公募設置等指針（以下、「公募指針」という。）を公表した。

### 1 設置可能な公募対象公園施設の種類

|      |  |
|------|--|
| 必須施設 | キャンプ場、駐車場、飲食機能   |
| 任意施設 | 事業者提案施設（都市公園法第2条第2項で定められた公園施設のうち、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台及び集会所に該当する施設） |

### 2 公募対象公園施設が設置できる範囲

公園全域（大型複合遊具設置予定場所を除く。）

### 3 事業期間

最長20年

（令和7年4月1日～令和27年3月31日）

### 4 特定公園施設の種類及び区の負担上限額

ビジターセンター、サイクル倉庫、遊具、公園灯、給水管、再生可能エネルギー設備等  
区負担上限額：1,339,334千円

### 5 選定方法

公募指針の評価基準に基づき、外部有識者を含めた若洲公園 Park-PFI 事業者選定委員会による採点を行い、設置等予定者を選定する。



図 公募対象公園施設が設置できる範囲

### 6 公募対象公園施設設置に係る設置許可使用料

| 施設      | 設置許可使用料   |
|---------|---|
| キャンプ場   | サービス向上を目的とした施設の充実及び利用料金の低減等による区民への還元等を実施する前提で免除 |
| 駐車場     | 江東区都市公園条例施行規則に定める金額(443円/㎡・月)                   |
| 飲食機能    | 区民ニーズを踏まえた施設の導入を図ることを前提に免除                      |
| その他収益施設 | 江東区都市公園条例施行規則に定める金額(443円/㎡・月)                   |

## 7 今後のスケジュール

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 令和5年12月18日<br>～令和6年1月12日 | 公募設置等計画受付期間 |
| 令和6年2月～3月                | 公募設置等計画の評価  |
| 令和6年3月                   | 設置等予定者の決定   |
| 令和6年度                    | 協定締結・実施設計   |
| 令和7年度～令和8年度              | 整備工事        |
| 令和9年4月                   | リニューアルオープン  |